

■ 指定性能評価機関業務（短期間審査が可能な場合※）

※中低層免制震建築物：高さが60m以下の免震建築物及び/もしくは制震建築物で複雑な審査が不要と判断されたもの。

随時受付して部会審査を行い本委員会承認（申請者出席なし）を経て終了する。

